

法人名 医療法人吉本整形外科クリニック
所在地 福岡市博多区東那珂一丁目15番58号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和6年6月30日現在)

1. 資 産 額 171,212 千円
2. 負 債 額 139,884 千円
3. 純 資 産 額 31,328 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	91,044
B 固 定 資 産	80,168
C 資 産 合 計 (A + B)	171,212
D 負 債 合 計	139,884
E 純 資 産 (C - D)	31,328

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃貸))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

法人名 医療法人吉本整形外科クリニック
所在地 福岡市博多区東那珂一丁目15番58号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する新法医療法人)

(令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	91,044	I 流 動 負 債	40,129
II 固 定 資 産	80,168	II 固 定 負 債	99,755
1 有 形 固 定 資 産	59,184	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	19,853	負 債 合 計	139,884
3 そ の 他 の 資 産	1,131	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	12,500
		II 積立金	18,828
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	31,328
資 産 合 計	171,212	負債・純資産合計	171,212

別紙 3 3 - 2

法人名 医療法人吉本整形外科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区東那珂一丁目15番58号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	310,574
2 事 業 費 用	303,096
本来業務事業利益	7,478
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帯業務事業利益	
事 業 利 益	7,478
II 事 業 外 収 益	3,686
III 事 業 外 費 用	848
経 常 利 益	10,316
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	10,316
法 人 税 等	1,819
当 期 純 利 益	8,497

- (注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和5年 7月 1日 至 令和6年 6月 30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人吉本整形外科クリニック
--------	-----------------

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡市博多区東那珂一丁目15番58号
-------------	--------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	令和2年 10月 27日
-------------	--------------

(4) 設立登記年月日	令和2年 12月 14日
-------------	--------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長		
理 事		
同		
監事		

注) 1 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数	
診療所	吉本整形外科クリニック	4010214726	福岡市博多区東那珂一丁目15-58	一般病床	0 床
				療養病床	0 床
				[医療保険	0 床]
				[介護保険	0 床]

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

(記入例)

令和5 年	8 月	31 日	令和4年度決算の決定
令和6 年	6 月	30 日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
年	月	日	
年	月	日	

- (3) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名	医療法人吉本整形外科クリニック
所在地	福岡市博多区東那珂一丁目15番58号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 吉本整形外科クリニック

理事長 吉本 栄治 殿

私は、医療法人吉本整形外科クリニックの令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月31日

医療法人吉本整形外科クリニック

監事 松田 匡弘